

第4回 石巻地方広域水道企業団水道料金のあり方の審議（議事要旨） （石巻地方広域水道企業団第145回経営審議会）

日時 令和4年5月19日（木）午後2時00分開会

会場 石巻地方広域水道企業団301会議室

出席委員（14名）

出席職員（12名）

説明補助職員及び事務局（4名）

◆ 1 開会

◆ 2 会長あいさつ

◆ 3 事務局長あいさつ

— 以降について須能会長を座長として審議進行 —

◆ 4 審議事項

（1）水道料金の改定について

— 資料1に基づき水道料金の改定についてを説明 —

【質疑・意見】

○会長 前回の審議会で委員の皆さんの意見がA案、B案で分かれたので、何とか、できるだけ多くの委員が納得できるような方向性でまとめたい。各案を説明すると、A案は、従来から提案されている20%改定の内容となる。B案は、15%改定としている従来B案の修正版だが、国の補助事業対象基準の関係で、B案として口径13mmだけ20%改定とせざるを得ない。そうすると、多くの一般使用者に負担を強いることになり、一回の改定率を抑えようとするB案に内部矛盾が生じることになる。また、B案では5年後にもう一度10%程度の増額改定をすることとなるが、これだと住民に5年刻みで料金が増額される印象を与えてしまうことと、改定率を抑えたと言いながら、5年後の改定と合わせて、今と比べて実質20%を超える増額をしてしまうことから、だまし討ちと思われがちとなる問題もある。C案は、A案と同様20%の改定案だが、A案では企業誘致の関係から大口の事業用口径の改定率が一般家庭用より低めに設定されているが、個人のライフラインはセーブできないけれども、企業の場合は何らかの形で合理化することが可能であろうという考えで、企業の方にも一般家庭と同程度の改定率まで負担を増やしていただいた形が、このC案となる。住民の皆さんに10年後にまた上がるといった印象を与えないような形にしたいと思っているので、このあたりで少しでも増収につながれば、この後10年を超えても、できるだけ先まで料金を上げなくて済むようなことも、今後の経営努力などによって狙えるといった政策的な考えからもこのC案が構成されている。

それでは、各委員の意見を集約していきます。

○委員 C案が一番妥当ではないかと判断する。事業者の方でも大変だとは思いますが、企業だとそういった節水、無駄な水を少なくするといった工夫も可能であると思う。逆に一般家

庭だとなかなか難しいと感じるので、C案に賛成する。

○委員 私も同意見であり、C案が良いと思う。

○委員 C案に賛成します。

○委員 C案でお願いしたいと思う。

○委員 私もC案が良いと思う。

○委員 私もC案に賛成する。

○委員 私自身としては、C案は妥協案として作られているのだと思うが、企業の人たちの努力も大事ですが、我々一般の人たちも資源を大事にするということが非常に大事だと思う。そういう考え方で生活していかないといけないと思うのです。そういう考え方を植え付けていくためにも、思い切って20%、緊急時の何かあったときの財源として80億円の資金が、企業団でなるべく早く確保できること。間もなく大地震があるかもしれないし、そういったときに財政が豊かでなければ、対応することができなくなってしまう。市民がおいしい水を常に飲むためには、市民もどこかでそういった負担も負わなければならないという様に考え、私はA案を支持したいと考えています。

○委員 改定案について決めるのは非常に責任が大きいと思い、数十人に意見を聞いてみた。いろいろな意見があったが、やはり20%増は大きいので、5年くらいは15%増に抑えていただいた方が良いという意見がほとんどであった。一般市民がどういった感覚でいるかというのが、私は一番大事だと思う。C案も妥協案としてはいいかもしれないが、不満なところも正直ある。判断は大変難しい。

○委員 2段階だと、また5年後に値上げになり改定率も結果大きくなるといったところで、私も一回で20%のC案が良いと思う。みんなが節水に努めればもっと企業団の収入が減ってしまうことなど、いろいろと考えてしまうが、水を使って支払いをする立場からすると、C案が一番良いと思う。

○委員 B¹案だと口径13mmが20%増となるので、更に5年後に10%程度上がると、口径13mmの使用者にかなりの負担がかかると思う。C案が良いと思います。

○委員 私はB¹案を推薦したいと思う。もともと20%増からスタートするのは厳しいと思われたし、今の景気の状態を考えても直近で20%値上げすることは大変厳しいのではないかと感じる。また、先ほどのC案について、本当に良く考えていただいたと思うが、もともと企業向けの価格帯というのが同じ量を使っても高いところからスタートしているので、その辺を考えればB¹案が妥当ではないかと思う。

先ほど企業側には「節水しろ」があるという話があったが、企業も直接収益に関わることでですから相当努力をしている。そういった意味では、一般家庭以上に努力ができるかという点と必ずしもそうは言えない部分がある。ですから改定スタートはできるだけ緩やかな方が良く考え、B¹案を推したいと思う。

○委員 私は前回B案でしたが、B¹案を見ますと、口径13mmのところは20%値上がりになってしまい、一般使用者の負担が増えてしまう。また、C案について、事業者の負担を増やすのはどうかと私は思っている。20%でいくのであればC案ではなく、A案が良いのではないかと思う。

○委員 私はC案に賛成します。

○会長 私もC案となりますが、我々としては、企業団の利益だけではなく、先ほど委員

からも話があったように節水に対する呼びかけ、また、北上川の豊富な水源があり、ほかの地区と比べれば地理的には恵まれている環境にはあるけれども、それでも今後の状況を考えれば料金の改定がやむを得ないということ。このあたりを含めながら伝えて、できるだけ多くの方の理解を得たいということになる。改定案の方向性の議論については、一度に上げる方法と、段階的に一回の痛みを抑えて上げる方法とで前回から協議してきたが、それぞれの立場や考え方がいろいろある中で、どこかで終焉するとすれば大半の委員がC案の改定案を指示していただいた。今回違う意見となった委員の意見をどれだけ取り入れた形で広報として伝えていくか、このあたりも答申の内容に含めながら、私と副会長、あと企業団の事務局の方とで調整することを御信任いただき、我々の方でそういう形で最終意見をまとめ、6月20日に答申できるようにしたいと思うが、皆さんよろしいでしょうか。

○各委員 はい。

○会長 それでは改定案については、C案ということで審議会での意見を取りまとめます。続いて、只今の審議結果を踏まえた答申内容を反映した答申案資料を準備願います。

— 答申案資料の準備 —

— 答申案資料の配付 —

○会長 それでは答申案資料を、事務局より読み上げ願います。

— 答申案資料の読み上げ —

○会長 只今読み上げた答申案について、御質問等あれば御発言願います。

(質問なし)

○会長 それでは、答申案について、削除すべきこと、追加すべきことなどがあれば、皆さんの御意見を教えてください。

○委員 この改定は10年周期として、10年後また上がるということになるか。

○会長 答申の中では特に触れないですが、根拠として10年を見据えたときの必要改定率が20%相当であるということ。我々としては、経費の節減あるいはエネルギーの自給化などで10年よりさらに伸びるような努力をするというようなことを、付帯事項に出るように企業団や一般市民に対して言う必要があると思います。

○企業団 答申は審議会から我々の方にいただくこととなりますが、答申案の5付帯事項の(3)で「適正な料金水準の検討を適宜、実施されたい。」といった御言葉をいただく予定となっております。先ほどの委員からの質問については、10年後に必ず改定するというのではなく、その時点でまた改定が必要かどうか精査するということが付帯されております。その時に料金体系を継続できる可能性もありますし、改定をお願いすることになる可能性もあります。そういった状況になるかと思えます。

○委員 C案で企業の方々にも一般使用者程度の負担をいただくことについて、これから衛生とかなんかの締め付けはもっと厳しくなってくると思います。単価が安ければ、企業誘致とか、特に石巻では水産加工業の方にはいくらかでもプラスになるのではないかと思います。最初のA案で出された改定案に戻すという検討はしていただけないか。

○会長 工業用で使用する水を確保するために、企業が井戸を掘ったりすることが可能であったり、一部の大企業では独自に水利権を得て工業用水を引いている実情もある中で、せめて一般の人たちの水準までは企業の方でも我慢できるのではないかという考え方になります。誘致の問題などもあるけれども、使用水量の減少が続くことが予測される中で、ど

ういう方向の経営努力ができるかということでは、大都市のようなペットボトル水の販売事業などは、この地域で採算が取れませんから、せめて別なことで、太陽光とか施設内で少しでもエネルギーを循環させるようなことを考えて費用を賄うというようなことしかないと思います。このあたりについては、皆さんの意見を考慮した上で、原案を基に正副会長と事務局とで協議して答申案の内容を修正する進め方を皆さんに御了解いただければ、そういう形で6月20日に企業長に答申したいと思いますのでよろしいでしょうか。

○各委員 はい。

○会長 では、そのように進めさせていただきます。

○委員 先ほどの話の補足で、企業の方では、確かに水を得る手立てというのはお金をかければあると思いますけれども、取水権を持っていない企業は、そう簡単に取水権を持てませんし、水利権を持った企業から取水した水をほかの企業がいただけるかという、きっちり法的にも管理されておりますので、そう簡単に水を分けることはできない。取水権を持っている企業が、取水した水を淡水化設備というものを通して工業用水として使う場合、当然、淡水化設備を維持していくことも相当な費用がかかりますが、それでも飲料水として飲む水道水を使うよりは安価で使用できることとなる。また、井戸に関しても、水が出ないか分からなくても費用がかかります。ですから掘った所で海水しか出ない場合や、全く水が出ないという結果でも、掘る費用がかかります。企業の方でも、そんなに簡単には水を得ることはできませんということだけ御承知いただければと思います。

○会長 補足で御説明いただきましてありがとうございます。それぞれ複雑な事情がある中、妥協点を見つけなければいけませんので、審議会として取りまとめた改定案はC案という形になりました。皆さんには、このあたりのことも含めた中で今回の改定案を決めたということを心に留めておいていただければと思います。

◆ 5 その他

○企業団 2月から料金のあり方について審議をいただき、本日、改定の方向性についての意見をまとめていただき、御礼申し上げます。次回で第5回目となりますけれども、その時に答申をいただく予定となっておりますので、よろしく願いいたします。重ね重ねになりますが、これまで度重なる御審議をいただきましたことを、会長、副会長、委員の皆様に対しまして、御礼申し上げます。

◆ 6 閉会 (午後3時20分)